

# 第2次宝達志水町子ども読書活動推進計画

～すべての子どもに読書のよろこびを～

令和4年3月

宝達志水町教育委員会

## はじめに

近年、さまざまな情報メディアの普及や生活環境の変化などにより、子どもの余暇時間の過ごし方も多様化している中、子どもの「読書離れ」が指摘されています。また、それに伴い、国語力の低下、対話による問題解決能力の低下（コミュニケーション能力の低下）等も懸念されています。

子どもは読書を通じて、言葉を学び、読解力や想像力、思考力などの感性を磨き、表現力や更なる知的探求心や真理を求める創造力を培い、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

そこで、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進すること、さらに子どもが読書活動を通して生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付けていけるようにサポートしていくことが大切です。そのため、家庭・図書館・保育所・学校・地域など、それぞれが自らの役割を果たしていくこと、そしてそれらの連携・協力が重要となります。

宝達志水町では、平成29年3月に「宝達志水町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書を通して豊かな心を育むために、関係機関との連携を図りながら、本計画に掲げる各種施策を展開し、子どもの読書活動の推進に取り組んでまいりました。

令和4年3月に計画年度終了を迎えるにあたり、子どもの読書環境の変化に対応すべく、これまでの活動の評価と課題をふまえ、再点検と見直しを行い、この度「第2次宝達志水町子ども読書活動推進計画」として改訂することといたしました。

この計画に掲げるさまざまな事業を効果的に遂行するため、引き続き、家庭・図書館・保育所・学校・地域それぞれが主体的に取り組んでいくこと、互いに連携・協働して推進していくことが重要です。今後とも、町全体で子どもの読書活動を推進していけるよう町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年3月

宝達志水町教育委員会

## 宝達志水町子ども読書活動推進計画

はじめに

1	子ども読書活動推進計画策定の趣旨	1
(1)	子ども読書活動推進の意義	1
(2)	策定の背景	1
(3)	計画の目的	2
(4)	計画の期間	2
2	基本方針	3
(1)	子どもの読書環境の整備と充実	3
(2)	子どもの読書活動に関する啓発、理解の促進	3
(3)	子どもの読書活動に関わる関係機関との連携・協力	3
3	実施計画	4
(1)	家庭・地域	4
	・現状と課題、具体的な取り組み	
(2)	保育所	5
	・現状と課題、具体的な取り組み	
(3)	学校	6
	・現状と課題、具体的な取り組み	
(4)	図書館	9
	・現状と課題、具体的な取り組み	
4	読書活動の啓発と関係機関等の連携・協力	12
(1)	読書活動に関する啓発・理解の促進	12
(2)	関係機関についての情報収集と連携・協力	12
	宝達志水町子ども読書活動推進に関する取り組み一覧	13
	添付資料	14

## 1 子ども読書活動推進計画策定の趣旨

### (1) 子ども読書活動推進の意義

子どもは読書を通じて、言葉を学び、読解力や想像力、思考力などの感性を磨き、表現力や更なる知的探求心、創造力を培い、人生をより深く生きる力を身に付けていきます。

宝達志水町子ども読書活動推進計画は、すべての子どもがそれぞれの発達段階において自主的に読書活動を行うことができるように、また幼い頃から本に親しむことにより、健やかに成長していけるように子どもの読書環境の整備・充実を図るものです。

### (2) 策定の背景

国は、子どもの読書活動を総合的に推進するため、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、その基本理念や国及び地方公共団体の責務を明確にしました。そして、子どもの読書活動についての関心と理解を深めるため、4月23日を「子ども読書の日」と決めました。

また、平成14年には、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、その後、基本計画の成果や今後の課題、諸情勢の変化等を検証し、平成20年には第二次計画を定め、その後も5年ごとに改訂をしています。

石川県においても、平成16年に「石川県子ども読書活動推進計画」を策定し、さらに、平成21年には、取り組みの成果や課題を明らかにし、今後の方向を示す第二次計画を、平成26年に第三次、平成31年に第四次を改訂しました。

参考（「子どもの読書活動の推進に関する法律」平成13年12月12日）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

第9条

2項 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進状況等を踏まえ、当該市町村にお

ける子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3項 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

### **（3） 計画の目的**

宝達志水町では、国・県の「子ども読書活動推進計画」の策定を受け、子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身に付けること、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を身に付け、「生きる力」を育むことを目的とし、平成29年3月「宝達志水町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

この度、計画策定から5年が経過し、さらなる子どもの読書活動の推進を図るため、「第2次宝達志水町子ども読書活動推進計画」を策定します。

### **（4） 計画の期間**

計画の対象期間は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間とします。

## 2 基本方針

「すべての子どもに読書のよろこびを」をキャッチフレーズとし、以下を基本方針とします。

### (1) 子どもの読書環境の整備と充実

子どもが本の世界に心惹かれ、たくさんの本に触れ、読書の楽しさを知ることができるような環境づくりに努めます。

また、家庭・保育所・学校において、子どもが自ら本に親しみ、自然に読書習慣が身に付くように、子どもの興味・関心を尊重しながら、より一層の読書環境の整備と充実を目指します。

### (2) 子どもの読書活動に関する啓発、理解の促進

町民に子どもの読書活動の意義を理解してもらうことで、地域全体で子どもの読書活動を推進できるように、広報を積極的に行い、広く啓発・普及に努めます。

### (3) 子どもの読書活動に関わる関係機関との連携・協力

乳幼児期から本に親しむ環境づくりをするには、図書館が中心となり、家庭・保育所・学校等と連携・協力して、積極的に子どもの読書活動を推進することが必要です。そのために必要な体制の整備・強化に努め、きめ細やかな読書活動の支援を行います。

### 3 実施計画

#### (1) 家庭・地域

##### 《現状と課題》

家庭は、子どもが親子で本に出会い、楽しい読書体験を通して自主的な読書習慣を身に付けていく場所です。近年、テレビやゲーム等の娯楽や情報機器が普及し、家庭における子どもの読書時間が減少しています。

幼少期に十分な読み聞かせをしてあげることや、子どもが一人で読書できるようになってからも、大人が率先してテレビを消し、読書する姿を見せることが大切です。

また、家族が同じ図書について感想を話し合うなど、読書は家族のコミュニケーションを豊かにしてくれます。読書の楽しみや重要性を、保護者が再認識し家庭で子どもに働きかけをすることが、子どもの読書活動を推進する上で重要になります。

地域については、子育て支援の拠点である子育て支援センターや放課後児童クラブ（学童保育）で少しでも子どもが本に親しむことができるように、児童クラブに図書コーナーの設置のほか、月に一度、移動図書館車による団体貸出または配本をしています。

また、児童クラブでは、ボランティアによるおはなし会もしています。子育て支援センターには、図書館から職員が月に一度出向き、乳幼児とその親を対象に、わらべうたや絵本、パネルシアターなど年齢にあった活動を楽しみ、交流できる場を設けています。乳幼児期は、読書の機会を自ら確保することができないため、保護者に働きかけをすることで、子どもの読書活動を推進しています。

##### 《具体的な取り組み》

###### ① 家庭

ア) 保護者に子どもの読書の大切さを広く伝え、読書活動への理解を求め、図書館利用に関する保護者の協力・家庭での環境づくりを依頼します。

イ) 家庭において、子どもに十分な読み聞かせをしてあげることや大人が読書をする姿を子どもに見せることは、子どもが本に親しむきっかけ作りとなります。親子で読書を楽しむことを目標に、そのきっかけ作りを努めることの大切さを広報します。

ウ) 4か月児健診時に、ブックスタート事業を通じて乳幼児期から親子で絵本を読む楽しさやその大切さを伝えます。ブックスタートおすすめリスト

の配布や、館内展示により親子で読む図書コーナーの紹介・充実に努め、利用促進を図ります。

エ) 小学生低・中・高学年におすすめ本リスト「本の宝箱」を個人配付し、いろいろな良書を紹介し、図書館内にも宝箱コーナーを設置し、移動図書館にもその本を持参し借りることができるようにして、子どもたちの本との出会いをサポートします。

また、年に数回、子ども図書館便りを発行、個人配付し、手作り教室やその他のイベントを子どもを通じて、保護者にも広報して読書推進の啓発を図ります。

## ② 地域

ア) 今後、各施設と図書館が連携を図り、子どもたちが気軽に本（読書）に親しむことができる環境づくりに努めます。各施設へ届ける本も、季節の伝統行事に関する本を加えるなど配慮し、配本を実施します。（団体貸出・配本サービスの利用）

イ) 子育て支援センターでは、職員による読み聞かせやわらべうたの会、ボランティアによるおはなし会等を実施し、より子どもの興味を喚起し、本の世界へ誘います。

ウ) 児童クラブでは、ボランティアによるおはなし会のほか、夏休みなどの長期休暇中は、読書の時間を設け、子どもの読書活動を促進しています。

## (2) 保育所

### 《現状と課題》

保育所では子どもが幼児期から読書にふれる環境づくりを進めています。

言葉を習得する前の子どもは、絵本の絵の楽しさや言葉の音の響き、リズムなどを楽しむところから本に親しみ、言葉を習得した後は、物語のストーリー展開やその作品のもつ魅力を楽しみます。

さらに、この時期は絵本を読んでもくれる大人と心を通わせる時間がとても楽しいひとときとなります。このようにして子どもは物語の世界で十分に遊び、言葉を身に付け、想像力と豊かな心を育てていきます。保育所では、日頃から子どもと十分にスキンシップを行い、信頼関係にある保育士が子どもに絵本や紙芝居の読み聞かせを日常的に行っています。

また、おはなしボランティアも定期的におはなし会をしています。図書館からは月に一度、移動図書館車で本の団体貸出または配本を行っています。

その他、施設内に「親子文庫」として絵本コーナーを設置し、親子で本を選び

借りることができます。

#### 《具体的な取り組み》

- ア) 積極的な読み聞かせやおはなし会を実施し、子どもが本の世界の楽しさに触れる機会作りに努めます。(保育士、ボランティア)
- イ) 引き続き、図書館からの団体貸出サービスを利用して、子どもがたくさんの本に触れることができる環境づくりに努めます。
- ウ) 読書の重要性について、よりいっそう職員が理解促進、共通認識を持ち、保護者への読書活動の啓発に努めます。
- エ) 図書館との連携で、1年を通じて、季節ごとの行事や伝統文化に合う本や紙芝居、パネルシアターを利用し、子どもに読んであげる体制作りに努めます。



移動図書館車「わかばⅡ世」で保育所に月に一回巡回図書

### (3) 学校

#### 《現状と課題》

小学校5校と中学校1校の図書室に、1人の学校司書が毎週各曜日に巡回し図書の管理を行っています。子どもが読書に興味・関心を持ち、居心地の良い図書室の環境づくりや図書の選定を学校図書館担当教諭と相談しながら行っています。

また、授業で学習中の作品に関連した図書や調べ学習用図書を、町立図書館に予約し、各学校へ配送してもらうサービスを利用して、学習関連読書や調べ学習がより充実してきています。

これは、令和元年の10月に図書館システム更新により、町立図書館と学校図書館両方の資料検索、町立図書館への予約等が可能となり、より連携が強化されたことによるものです。

その他、学校図書館担当教諭や学校司書による図書室利用に関する指導や読書

活動推進のための学校ごとの取り組み、ボランティアの協力による本の修理、読み聞かせなどさまざまな活動をしています。

さらに、宝達志水町教育振興基本計画の施策として、児童生徒の発達段階に応じて、読書指導が系統的、計画的に行われるように読書指導計画を作成し、毎週、全校一斉読書を実施しています。

図書館からは、隔週で小学校4校に移動図書館車で訪問し団体貸出や返却（学級約30冊、個人）を行っています。また、図書館最寄りの1校には月に一度、1学級に同様の冊数の配本を行っています。

中学校では、図書室での通常貸出のほか、図書委員が学級文庫を20冊選び、各教室に配置し、いつでも読書ができるようにしています。中学生は、部活動の忙しさや情報機器の普及で、「読書離れ」が懸念される年代です。しかし、常に身近に本がある環境に身を置くことで、一時的に「読書離れ」になったとしても、再び本の世界に戻ってくることは往々にしてあることです。今後も、読書意欲や習慣を継続する取り組みを工夫していく必要があります。

学習指導要領では、これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等のさまざまな授業で活用されることにより、学校における言語活動や探求活動の場となり、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する役割があると、一層期待されています。「読書」「学習」「情報」の各センターとしての機能を考慮し、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができ、知的好奇心を醸成する開かれた学びの場として整えていくことが大切です。

### 《具体的な取り組み》

- ア) 定期的におはなし会またはブックトークを実施します。（教職員、ボランティア及び町職員）
- イ) 引き続き、移動図書館車で団体貸出を利用し、子どもがたくさんの本に触れることができる環境づくりに努めます。
- ウ) 図書館資料を充実し、「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」として、児童の読書活動、学習活動、情報活用力を支援する図書館整備に努めます。
- エ) 学校図書館担当教諭、学校司書、図書館との連携やボランティアの活用により、読書推進活動を活性化させます。
- オ) 朝読書や全校共通の読書ノートを活用し、学年の読書冊数の目標を決めて読書習慣が身に付くよう取り組みます。
  - ・家庭読書の推進…期間を決め、親子で読書をして読書ノートに記入したり、親子で同じ本を読んだ感想を書いてコミュニケーションしたりするなどの

家読（うちどく）を推奨する取り組みを進めます。

- ・ **学校での読書推進**…いろいろな分野の本を読むことを目的に、本を読むごとに分野が書かれたカードにスタンプを押していき、たまったら景品をプレゼントしたり、本に関するクイズをしたりして、子どもたちが楽しんで読書ができる「しかけ」を用意し、図書委員を中心に積極的に活動します。
- カ) 児童が、自分のおすすめの本のすすめたい点を文章にしたり、ブックトークをしたりして紹介しあうイベントや図書まつりなど、全校で交流をしながら「読書の質の向上」に取り組みます。友達のすすめから自分なら選ばないような本を読んでみるなど「心が揺さぶられるような一冊」に出会えるように本の世界を広げます。
- キ) 低学年、または他学年の社会見学の一環として、町立図書館を訪問し、館内を詳しく見たり、ミニおはなし会の後、ゆっくり自分の好きな本を選んで借りたりすることで、町立図書館に来館したことのない子どもが本の世界を広げられるように努めます。
- ク) 中学校では、令和3年10月からタブレット端末を利用した電子書籍閲覧サービスを導入しました。読書方法の選択肢を増やすことにより読書の幅を広げ、読書推進を図ります。



移動図書館車「わかばⅡ世」で小学校に2週間ごとに巡回

## (4) 図書館

### 《現状と課題》

図書館は、子どもが本と出会い、自由に読みたい本を選び、読書を通して豊かな心を育むために町全体で行われる子どもの読書活動を取りまとめ、中心となって関係機関と連携し読書活動を推進する役割を担っています。

平成27年3月の押水図書館閉館に伴い、図書館は1館に集約されました。それに付随して同年4月、旧押水地区の利用者に対するサービスとして、移動図書館車による地区集落センターへの巡回図書(月2回)がスタートし、当初の26地区から利用の少ない地区をとりやめ、12地区の巡回を継続しています。

小学校については、合併当初から月に2回巡回図書(団体貸出及び個人貸出)を実施し、保育所や児童クラブにも団体貸出と配本を行っています。図書館が遠くなった分、押水地区の子どもの本に触れる機会が減少しないように継続的に実施しています。そのほか、子どもが本に親しむきっかけ作りとなる事業として、春休みや夏休みに子ども読書マラソンを実施したり、手作り教室や紙芝居の公演を開催したりしています。さまざま事業を行う上で、子どもだけでなく、保護者に対しても強く読書の大切さを伝えていくことが大切です。

ブックスタート事業では、図書館から4か月児健診に出向いて活動しています。乳幼児へのサービスは読書活動推進事業の出発点であり、丁寧に行っていく必要があります。乳幼児サービスの一環として、月に一度、子育て支援センター2か所でわらべうたの会を開催し、わらべうたや手遊び、読み聞かせなど本の世界への「はじめの一步」として大切な土台作りとなる活動を行っています。

また、今後子どもの読書活動を各機関と連携し推進するためには、ボランティアの協力は欠かすことができない力であり、そのための人材育成支援も必要です。ボランティアとしては、小・中学校や図書館の本を修理するボランティア、保育所、小学校、児童クラブ、特別養護老人ホームちどり園のおはなしボランティアなどの2つのボランティアグループのほか、学校ボランティアや個人のボランティアが活動しています。おはなしボランティアは、年に数回の研修会を開いています。

図書館では、以前に学校の本を修理するボランティアの研修会を開催したほか、おはなしボランティアグループへの本、紙芝居、パネルシアター等の団体貸出による支援を継続して行っています。引き続き、ボランティアの育成、活用を推進・支援していくことが大切です。

さて、令和の時代に入り、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、ネット上で本を借りられる「電子図書館」を導入する自治体が急増しています。パソコンやスマートフォンなどの端末があれば、好きな時にどこでも借

りられ、本を持ち運ぶ必要もなく、期限がきたら自動で返却される電子図書館は、文字を拡大できるほか、本によっては日本語のみならず、多言語で音声読み上げされるものもあり、高齢者や視覚障害者へのサービスだけでなく、言語学習の可能性も期待できます。

当図書館においても、今後、図書館サービスの向上を目的とした電子図書館の導入を念頭に置きながら、図書館運営に努めます。

### 《具体的な取り組み》

ア) ブックスタート事業を推進し、読み聞かせを通して親子でふれあいながら読書の習慣づけの大切さを伝える活動を行います。

また、ブックスタートおすすめリストの配布を行い、読書活動の啓発に努めます。

イ) わらべうたの会を通じて乳幼児と保護者に本の世界の楽しみを広報します。

また、乳幼児とその保護者が利用しやすいように、安全面や分かりやすい標示に配慮した図書館づくりに努めます。

ウ) 子どもが安心して自由に読書を楽しめる居場所作りや、子どもが知りたいこと、調べたいことへの支援や情報の提供、子どもたちへ薦めたい図書の展示コーナーの充実を図ります。

また、手作り教室、紙芝居公演を開催し、子どもたちが進んで図書館へ来るきっかけ作りをします。

エ) 学校・保育所のおはなしボランティアに図書やパネルシアター等の団体貸出を行い、子どもが本に親しむきっかけとなるおはなし会の開催を支援、促進します。

そのほか、子どもの読書に関するボランティアの育成支援とその活性化に努めます。

オ) 学校からの依頼により、ブックトークやミニおはなし会、図書館見学などを開催します。

カ) 資料の受け入れの際、既存の蔵書の管理・調整を行いながら、子どもの読書意欲を喚起し、図書館に来たくなる魅力的な図書の充実を図ります。

キ) 保育所、学校（共通システムを用い、学校との連携を強化）、その他の地域の関係者との連携を深め、今まで以上の協力体制により読書活動の啓発を図ります。

ク) 町外の公立図書館からの相互貸借による図書の提供に努め、子どもたちに希望する図書を届けます。

ケ) 授業支援として、調べ学習の本や教科書に出てくるお話の著者が書いた図書など、依頼に応じて学校に貸出し、学校教育を支援します。

コ) ヤングアダルトサービス (注) の充実を図ります。

(注) ヤングアダルトサービス

ヤングアダルトは、概ね小学校高学年から大学生までの青少年を指し、大人と子どもの中間にいる、その年代独特の要望に応える資料やサービスを図書館が提供することをいう。

サ) 小学生低・中・高学年におすすめ本リスト「本の宝箱」や子ども図書館便りを継続して個人配付し、いろいろな良書を紹介し、子どもたちの本との出会いをサポートします。

シ) 読書日記の無料配布と、それに貼付していく読書シールの発行サービスを継続して広報し、子どもたちが読書ツールを使いながら楽しんで読書できるように推進します。

ス) 障害のある子どもに対して、石川県立図書館障害者サービス (注1) による音訳CDや大活字本などを相互貸借制度を利用して貸出するほか、バリアフリー絵本 (注2) の整備に努めます。

(注1) 石川県立図書館障害者サービス

令和2年10月から始まった障害者用資料の貸出サービス。貸出できる資料は県立図書館所蔵資料 (デイジー図書※)、サピエのデータ (デイジー図書)。サピエとは、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータをはじめ、暮らしに密着したさまざまな情報を提供するネットワークのことで、そのメインサービスが「サピエ図書館」である。県立図書館がサピエ会員になったことで、サピエに集積されている音声データ等をダウンロードしてCDに焼き付け、障害者登録をした利用者や他図書館へ貸出することが可能になった。

※デイジー図書 DAISYという規格を用いたデジタル録音図書。「DAISY」は、Digital Accessible Information System (デジタル音声情報システム) の略。

(注2) バリアフリー絵本

点字絵本、触れて楽しむ絵本、布絵本など。障害の有無にかかわらず誰でも楽しめる絵本。

セ) 引き続き保護者を含む町民全体に対して、町のホームページや広報、リーフレット等を通じて、本計画の周知、読書活動の重要性を啓発します。

子ども読書の日 (毎年4月23日) をはじめ、県で定められている毎月23日の「いしかわ学校読書の日」を家読 (うちどく) の日と定め、大人も子どもも積極的に読書を推進する日とします。「子どもの読書活動」を通じて町民全体で読書活動を推進する気運を高めることを目指します。

## 4. 読書活動の啓発と関係機関等の連携・協力

### (1) 読書活動に関する啓発・理解の促進

子どもの読書活動を推進していくためには、読書活動の重要性を広報し、地域社会全体の理解と支えが必要です。町のホームページや広報、図書室・図書館便りや研修会・諸会議等の機会をとらえた啓発活動による本計画の周知に努めます。

子ども読書の日（毎年4月23日）、いしかわ学校読書の日（毎月23日）、家読の日（毎月23日）を中心とした図書館や各学校、保育所、地域等において上記の広報活動と子どもの読書活動の啓発を行っていきます。

### (2) 関係機関についての情報収集と連携・協力

保育所、学校、図書館、地域、ボランティアが行う子ども読書活動に関わる団体の読書活動推進事業の情報収集と情報共有に努め、より良い活動を目指し、連携・協力を深めます。



図書館手作り教室「新聞ちぎり絵でハロウィン飾り」



図書館見学で本の修理の様子を見る小学生

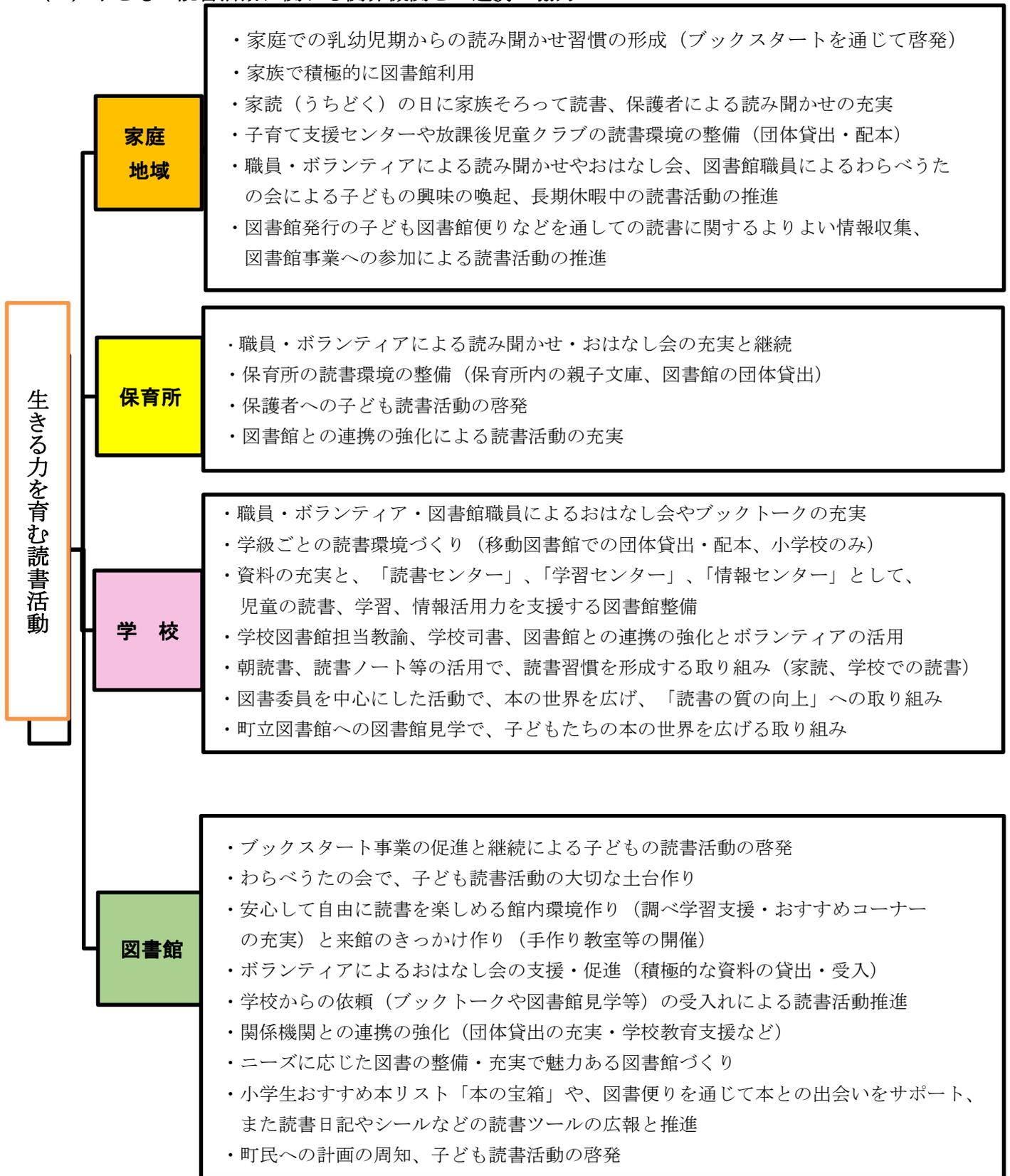


子どもたちにとって、居心地の良い図書館となるように努めていきます

# 宝達志水町子ども読書活動推進に関する取り組み一覧

## 基本方針

- (1) 子どもの読書環境の整備と充実
- (2) 子どもの読書活動に関する啓発、理解の促進
- (3) 子どもの読書活動に関わる関係機関との連携・協力



# 添 付 資 料

## 子どもの読書活動の推進に関する法律 (平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

**第1条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

**第2条** 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

**第3条** 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

**第4条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

**第5条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

**第6条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

**第7条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

**第8条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第9条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

**2** 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

**3** 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

**4** 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

**第10条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

**2** 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

**3** 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

**第11条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 宝達志水町立図書館協議会委員名簿

役 職	氏 名	備 考
会 長	橋 本 衛	学識経験者
職務代理	梅 田 喜代美	学識経験者
委 員	清 水 ひとみ	町校長会代表
委 員	宍 網 清 美	町校長会代表
委 員	深 井 典 栄	学識経験者
委 員	松 浦 節 子	学識経験者
委 員	山 岸 健 一	学識経験者
委 員	河 村 和 子	学識経験者
委 員	前 田 菜 穂	学識経験者
委 員	竹 田 恵	県立宝達高等学校司書

第2次宝達志水町子ども読書活動推進計画  
～すべての子どもに読書のよろこびを～  
令和4年3月  
宝達志水町教育委員会

〈お問い合わせ〉

宝達志水町立図書館

〒929-1492 石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ 18-1

電話 0767-29-8350・FAX0767-29-2333

E-mail: [hodatsu-lib@hodatsushimizu.lg.jp](mailto:hodatsu-lib@hodatsushimizu.lg.jp)